

東京都のディーゼル車規制は平成18年4月から 規制の基準値が変わります！！



← 既に装置を装着済みで、ステッカーに「H17」と記載されている車は、新しい基準値に対応しています。

■ディーゼル車規制の内容は？

条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、東京都内（伊豆諸島、小笠原諸島など、島部は除く。）の走行を禁止します。

■規制の基準値はいつから変わるの？

平成18年4月1日からです。

（ディーゼル車排出ガス規制は平成15年10月から実施しています）。

■どういう車が規制の対象なの？

『ディーゼル車』です。

- ※ ディーゼル乗用車は規制の対象外です。
- ※ 都内を走行する車が対象になります（登録地は問いません）。
- ※ ただし、新車登録から7年間は規制が猶予されます。

ナンバープレートの分類番号	規制対象車	例示	備考
1- 4- 6-	貨物自動車	トラック（キャブオーバーなど） バン	◎自家用、事業用の種別を問いません。
2- （一部5-、7-）	乗合自動車 （乗車定員11人以上）	バス マイクロバス	◎小型、普通自動車の種別を問いません。
8-	特殊用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート・ミキサー車	◎乗用車タイプをベースにしたものは規制の対象外

■規制の対象になる車は、どうすればいいの？

- (1) CNG（圧縮天然ガス）車、LPG（液化石油ガス）車、ガソリン車、国の排出ガス最新規制適合のディーゼル車など、より低公害な車に買い替えてください。
- (2) 現在、使用している車を続けて使用する場合は、知事が指定した粒子状物質減少装置（酸化触媒等）を装着する必要があります。

【お問い合わせ先】

ディーゼル車規制総合相談窓口（東京都環境局自動車公害対策部規制課）

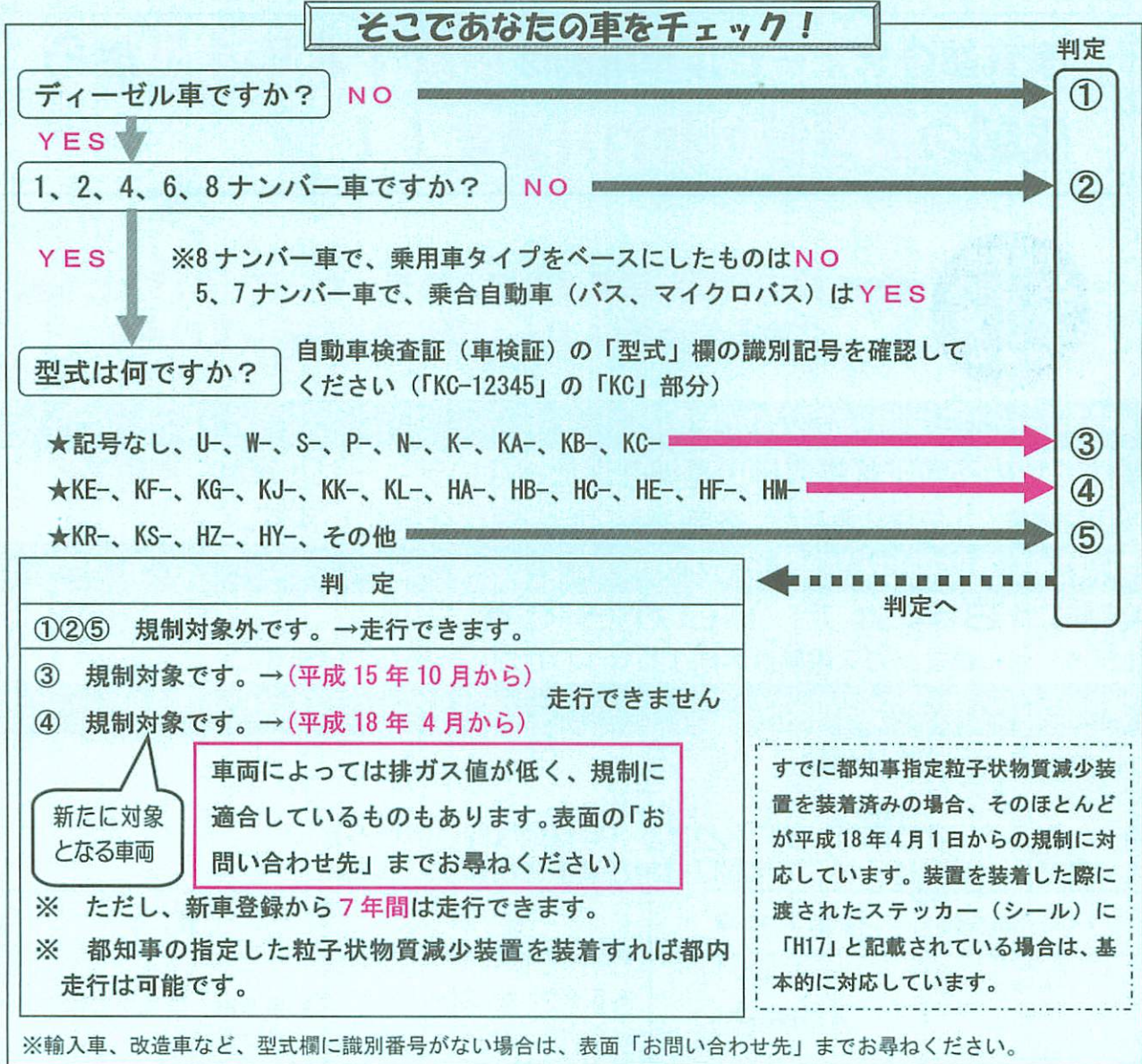
TEL 03-5388-3528 FAX 03-5388-1382

e-mail S0000630@section.metro.tokyo.jp

東京都環境局ホームページ

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>

そこであなたの車をチェック!



◎ ディーゼル車規制は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県でも実施していますので、詳しくは各県にお問い合わせください。

◎ 自動車の排出ガスに関する規制は、一都三県の条例のほか、国の「自動車NOx・PM法(略称)」による規制があります。詳しくはお近くの陸運支局、検査登録事務所(車検場)にお問い合わせください。

(参考)東京都条例と国の「自動車NOx・PM法」の比較

	東京都条例	自動車NOx・PM法
排出規制物質	PM(粒子状物質)	NOx(窒素酸化物)、PM
規制の内容	走行規制(排出基準に満たない車両は都内走行できない。)	車検制度による規制(排出基準に満たない車両は、国の定めた対策地域内では新規登録・車検継続できない。)
対象自動車	ディーゼル車の貨物・乗合・特種用途自動車(乗用車ベースの特種用途自動車を除く。)	貨物・乗合・特種用途自動車(燃料の種類は問わない。) ディーゼル乗用車

(注) 都条例と法の取扱いは異なります。法の排出基準は満たしていても、都条例の排出基準を満たしていない車両については、都内走行するためには、都知事指定粒子状物質減少装置の装着が必要となります。